

鹿児島市とパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に 関する協定を締結します

令和4年1月1日の鹿児島市パートナーシップ宣誓制度の運用開始に伴い、古賀市は6月6日付で県外の市町村としては初めて、鹿児島市とパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に係る協定を締結します。(協定締結式は、同日両市長がリモートで出席し実施)

■目的

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者の負担を軽減するために、同日、鹿児島市とパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結します。

鹿児島市と都市間相互利用を開始することで、制度を導入している他の自治体と広域的な連携が進み、ひいては、制度利用者にとって生きやすい社会づくりにつながります。

■実施内容

本市で「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を利用している人が、鹿児島市に転出する際、本市に継続使用申請書を提出し、本市が交付した受領証を転出先で提示することで、同様のサービス（鹿児島市の制度において提供できるものに限る）を受けることができます。鹿児島市から本市へ転入される場合についても同様です。

■協定締結式

日時：6月6日（月）11時30分～11時45分

場所：古賀市役所 応接室A

実施方法：Zoomによるオンライン

参加者：しもづるたかお下鶴隆央鹿児島市長、田辺一城古賀市長

■参考

他自治体との協定実績は別紙のとおり

【問い合わせ先】

古賀市役所 人権センター男女共同参画・多様性推進係
担当：劉 電話：092-942-1128